

7 近経第 163 号
令和 7 年 8 月 21 日

大阪府大阪市中央区城見 2-1-61
パナソニック E W エンジニアリング株式会社
代表取締役 加藤 達也 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が、建設業法の規定に違反し、近畿地方整備局長から監督処分を受けたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 19 年 7 月 2 日付け 18 林政政第 793 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和 7 年 11 月 20 日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間 令和 7 年 8 月 21 日 ～ 令和 7 年 11 月 20 日（3 ヶ月）

2 指名停止の理由

パナソニック E W エンジニアリング株式会社は、建設業法第 7 条第 2 号及び第 15 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、建設業法第 26 条第 1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。これらのことが、建設業法第 28 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、令和 7 年 1 月 31 日付けで建設業許可部局である近畿地方整備局長より監督処分（指示処分及び 22 日間の営業停止処分）を受けた。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。